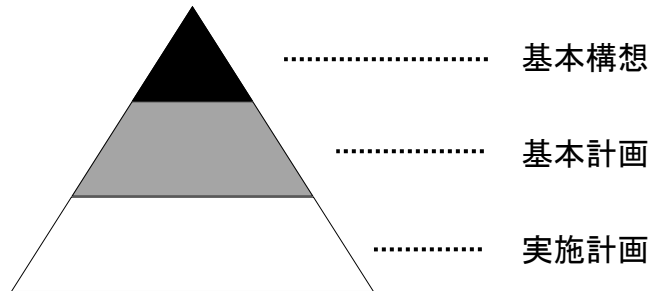


資料 2

議事（1）第 2 次村上市総合計画策定の基本方針（案）について

①計画の構成については、第 1 次村上市総合計画の構成を基本とし検討する。



②計画の期間は時代の潮流と地方財政を含めた経済状況の変化に機敏に対応するため、短期間（5 年程度）で検討する。

③まち・ひと・しごと創生法の成立により、平成 27 年度中に地方版総合戦略と地方人口ビジョンを策定する必要があるが、「人口減少対策」は第 2 次村上市総合計画においても最重要かつ喫緊の課題であるため、総合計画策定作業の中で協議する。

